

(仮称) 盛岡市犯罪被害者等支援条例骨子案に係るパブリックコメント実施結果について

- 1 募集期間 令和6年12月9日(月)から令和6年12月23日(月)まで
- 2 募集方法 市公式ホームページの応募フォーム、郵送、ファクス及び持参
- 3 受付意見数 6件(個人 4人)
- 4 反映区分

A: 計画等に盛り込むもの	0件
B: 計画等に盛り込み済みのもの	0件
C: 計画等に盛り込まないもの	0件
D: その他、要望・意見・感想等	6件

No.	意見内容	市の考え方	反映区分
1	相談員は適切な研修を受け、被害者に寄り添った支援を必ずして欲しい。 金銭的支援も早急に対応できるようにして欲しい。	県や関係団体と連携し、適切な研修を受け必要な支援につなげることができるよう努めてまいります。 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資する施策について、犯罪被害者等が必要とする支援制度となるよう、検討してまいります。	D
2	支援内容について、推進計画において具体的に定めると思われますが、他市町村をみると、条例内に支援金の種類や支給額、提供できる公的サービスなどを盛り込んでいるところも散見されるため、参考として良いのではないかと考えます。	犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資する施策について、犯罪被害者等が必要とする支援制度となるよう、他市町村の例も参考に検討してまいります。	D
3	見舞金制度の設置を求める。		D
4	総合相談窓口での機関内ワンストップをやっただき、そこに必要となる人員の配置を求める。	必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置することを骨子案に記載しており、機関内ワンストップを実現できるよう、担当部署との連携に努めてまいります。	D
5	総合相談窓口を設置するとあるが、配置される職員の専門性	配置される職員については、県や関係団体と連携	D

	はどうか。	し、適切な研修を受け必要な支援につなげることができるよう努めてまいります。	
6	被害者等支援センターからの相談について、市の福祉制度など日常的サポートをお願いすることになるが、すぐに担当部署につながるような体制としてほしい。	必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置することを骨子案に記載しており、担当部署との連携に努めてまいります。	D